

岩手県告示第15号

令和5年12月8日付け岩手県報第12354号登載保安林の指定施業要件の変更予定（令和5年岩手県告示第564号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和6年1月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨
 - (1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 北上市和賀町煤孫2地割355、356
 - (2) 所在が不分明である通知の相手方 亀田八百藏、佐藤正
- 2 通知の内容を掲示した場所 北上市役所